

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(反対意見書を提出した第三者) 様

外 務 大 臣

特定歴史公文書等の利用決定について(通知)

(あなた、貴社等)から令和〇年〇月〇日付けで「特定歴史公文書等の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書等については、下記のとおり利用に供することとしたので、公文書等の管理に関する法律第18条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 利用に供することとした特定歴史公文書等の名称
- 2 利用に供することとした理由
- 3 利用に供する日

本件連絡先

外務省大臣官房総務課外交史料館 (担当者名)

電 話:

E-mail:

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に外務大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、〇〇〇裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。